

令和6年吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書交渉議事要録

1 日時 令和6年(2024年)3月14日(木)午後7時~7時35分

2 場所 職員会館3階第1会議室

3 出席者

○職員団体等：美濃部執行委員長、真木(千)副執行委員長、西本書記長、

山本執行委員(関連担当)、井村執行委員(関連担当) 他計11名

○当局：堀地域教育部次長、林野中央図書館長、桑名参事、大平参事、

牧瀬千里図書館長、梶原さんくす図書館長、佐野千里山・佐井寺図書館長、

伊藤千里丘図書館長、長尾健都ライブラリー館長、迫田山田駅前図書館長

計10名

4 内容

令和6年(2024年)吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書のうち、重点項目1、2、3、4、5、6の内該当の項目について交渉。

重点項目1 図書館会計年度任用職員の雇用を守り、改善すること。

(1)アウトソーシングによる一方的な事業縮小・廃止を行わず、そこで働く労働者の雇用・賃金を確保すること。

(2)実態上、1年以上の任用を継続している会計年度任用職員の一方的な「雇い止め」を行わないこと。また、退職勧奨を行わないこと。

○職員団体等：前回の交渉でこれ以上の指定管理者制度の導入及びアウトソーシングによる人数削減は考えていないと聞いた。現時点でも雇い止めはないとの考えか。

○当局：令和6年4月から令和7年3月まで引き続き任用の予定。

○職員団体等：安心した。組合員一同の、吹田市の図書館で働きたいという想いを今後も汲み取ってもらいたい。

重点項目2 安心して働き続けられる職場環境・体制を整えること。

(1)心身ともに健康で働き続けるために必要な休暇を適切に取得できるよう、職場の人員体制を整えること。

(2)業務が原因と考えられる罹災者については、労務災害の認定を待つまでもなく、必要な補償や身分・体制の保障などを当局責任で行うこと。

(3)シックハウス(化学物質過敏症)罹災者については労災保険に代わる補償をすること。

(6)新たな罹災者が出ないように、予防措置を努めること。

(11)職場において職員用駐輪場を確保すること。

○職員団体等：2002年北千里分室で起きたシックハウス症候群について、風化してきていると感じている。新たな罹災者を出さないためにも、引き続き職場環境を整え配慮を願う。

○当局：同じことを二度と起こさないという気持ちは同じである。

○職員団体等：誰もが安心して働けるように引き続き配慮を願う。

○職員団体等：今年度の組合員の年次休暇取得状況は、5日取得出来ていない組合員が約半数もあり、昨年度より悪化している。各館長からも休暇取得に向けた配慮を願う。体調不良者が多くて休みを取りにくい、業務都合で出勤した時の振替日が少ないなどの声が挙がっている。

○当局：その時の出勤体制にもよるが、お互い協力して取得に努めたい。

○職員団体等：今年度は恒常的に人員が足りておらず、他館への応援が当たり前になっている。どの館も一人当たりの業務量が増えて皆が疲弊している。心身共に健康に働き続けられるように職場環境を整えて欲しい。

○当局：今の体制は突発的な要因で起こったもので、来年度もずっと続くものではないと考える。緊急時には応援体制を取りながら乗り越えていく方向で協力して欲しい。

○職員団体等：(11)について、現在の駐輪場の確保状況は。

○当局：さんくす図書館、山田駅前図書館、千里図書館は申請すれば確保可能と聞いている。具体的なことは、事例が起きた時に相談を。確認しておく。

重点項目3 報酬、手当に関する制度を早急に改善すること。

(2) 一時金の支給については正規職員との一切の格差をなくすこと。

(3) 初任給及び基本賃金を大幅に引き上げ、生活できる賃金として改善すること。

(4) 職務の専門性に見合った格付けを行い、報酬上限を撤廃し、正規職員との格差をなくすこと。

○職員団体等：組合員アンケートでは、全員、余裕が無く苦しいと回答している。基礎報酬の上限引き下げについては労使合意なしに行われ、大きな打撃となった。引き続き早急に基礎報酬の上限撤廃を求める。給与改定があった時は、正規職員と同様にその年度の4月に遡及して実施されるよう求める。関係部局に強く働きかけてもらいたい。

○当局：要求については図書館だけでは決められることではないので、関係部局に伝えていく。

重点項目4 図書館の将来計画や運営方針に関わる事項は正規職員と同様に説明すること。

- 職員団体等：特に雇用の状況の変化についてはいち早く知りたい。何かあった時に真っ先に影響を受けるのは非正規雇用である私たち会計年度任用職員。その思いを汲み取ってもらいたい。
- 当局：将来計画や運営方針に関わる事項については、正規職員と区別することなく情報共有に努めていきたい。

重点項目5 安全かつ安心に出産、育児ができるよう、母性保護に関して正規職員との格差をなくすこと。

- (1) 育児休業制度における正規・非正規の格差をなくすよう国に働きかけること。
- (2) 育児部分休業が3歳までとなっているもと、子を迎えに行くために必要な時間を職免又は特別休暇として保障すること。

○職員団体等：部分休業の取得を正規職員と同様に、小学校就学前までにして欲しい。子供が3歳になり部分休業が取れなくなったことが退職のきっかけとなった組合員がいた。また、時間休暇が40時間までしか取れないので、部分休業が終わった後のお迎えが出来るか不安といった声が届いている。

時間休暇の問題も、部分休業の取得が正規職員と同様に保障されていれば、時間休暇の心配をする必要がない。これらの制度の改善は、私たちの長年の願いだ。そのためには法律の改正が必要なことは重々承知しているが、時差勤務についての運用はまだ決まっていないのか。

- 当局：図書館だけでは決定出来ないなので、引き続き関係部局に働きかけていきたい。
- 職員団体等：引き続き配慮をいただきたいことと、育児のために仕事をやめなくてはならないよう配慮を願う。

重点項目6 正規職員と同等の休暇制度を確立すること。

- (1) 病気休暇制度を正規職員と同様に改善すること。
- (2) 有給休暇及び特別休暇(介護・その他特別休暇)の制度を正規職員と同様に改善すること。

○職員団体等：病気休暇は手術や長期の療養が必要となる。2日増えたとはいえ14日間だけでは不安。正規職員と同様に万一の時に安心出来るような日数の改善を強く要望する。

○当局：地域教育部だけで決められることではないが、引き続き関係部局に伝えていきたい。